

政令第二百二十七号

児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を
改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第二項第二号及び第二十一条の五の四第三項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十六条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二号中「第二十五条の二第二号」及び第二十七条の二第二号において「を以下」に改め、「次号」の下に「及び第四号」を加え、同条第三号中「第二十五条の二第二号ハ」を「第二十五条の二第二号ニ」に、「同条第二項」を「生活保護法第六条第二項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 小学校就学前児童（通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別

支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。）が二人以上いる通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。） 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

- (1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（当該通所給付決定保護者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。）及び第二十五条の二において同じ。）である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一

号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの イ(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

第二十五条の二第一号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号ハ中「第二十四条第三号」を「第二十四条第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 第二十四条第三号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(2) 第二十四条第三号ロに掲げる通所給付決定保護者 (1)(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

第二十五条の二第二号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「及びハ」を「からニまで」に改め

、同号口中「ハに」を「ハ及びニに」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 通所給付決定に係る小学校就学前児童が二人以上いる通所給付決定保護者（ニに掲げる者を除く

。）
（ 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) (2)に掲げる者以外の者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がイに定める額を超え

るときは、イに定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二

項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の

通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長

児童である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二

項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の

通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就

学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得

た額

(2) 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の

世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの (1)

(i) 及び (ii) に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする）。

第二十五条の六第一号中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第二号中「第二十四条第三号」を「第二十四条第四号」に改める。

第四十二条の二第一項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）」を「就学前保育等推進法」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の五第三項中「特定保護者負担上限月額」を「当該負担上限月額と特定保護者負担上限月額のいずれか高い額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令及び第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援及び同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第二十三項に規定

する補装具の購入又は修理並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第
四十三条の四第一項に規定する居宅サービス等（以下この項において「指定通所支援等」という。）につ
いて適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金
等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

3 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金
等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）の一部を次の
ように改正する。

第一条第一項中「同条第三号」を「同条第三号口中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所
支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同
条第四号」に改め、同条第二項中「第二十四条第三号」を「第二十四条第四号」に改める。

理由

通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童が二人以上いる通所給付決定保護者について、障害児通所給付費に係る負担上限月額を引き下げることをする等の必要があるからである。